



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第104号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1995, 104, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78915
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第104号

1995年5月1日
吐魯番出土文物研究会

■ 目 次 ■

- ◆新著紹介>はじめに…… 1／吐魯番地区文管所（柳洪亮執筆）「1986年新疆吐魯番阿斯塔那古墓群発掘簡報」…… 1／王 素「吐魯番出土張氏高昌時期文物三題」…… 2／孟憲実「關於麹氏高昌王朝地方制度的幾個問題」…… 3／王新民「麹氏高昌与鐵勒突厥的商業貿易」…… 4／王尚達「唐朝前期西北交通之經營」…… 6

【はじめに】

今回新著紹介の対象としたのは、1993年に中国国内で公表された論稿ですが、公表された論著の数から判断する限りでは、この一年間の吐魯番出土文物研究は前年1992年と同じように、必ずしも活発だったとはいがたいようです（詳細については、来年2月発行の本誌（号数は未定）に掲載を予定している關尾編「吐魯番出土文物関係論著目録（稿）－1993・中文篇－」を参照してください）。そこで、あわせて1992年に公表された発掘報告も取り上げることにしました。このうち本号に掲載するのは、その発掘報告と1993年に公表された論稿の一部であり、のこりについては、次号以降に掲載する予定です。

☆

☆

☆

☆

◆吐魯番地区文管所（柳洪亮執筆）「1986年新疆吐魯番阿斯塔那古墓群発掘簡報」

（『考古』1992年第2期 143～156、図版5～7）

1986年9月から10月にかけて行なわれた発掘調査の第一報で、調査の対象となった墓は、86TAM384～391の計8基である（その他に調査以前に破壊された墓が1基ある）。出土文物のうち、墓志については、前号に掲載した關尾「吐魯番出土漢文墓志索引稿（補遺）」で簡単な紹介を行なっておいたので、ここではそれ以外の文字資料について紹介しておく。

本報告によれば、8基中7基から文字資料（文書）が出土しており、その総数は70点に達する。大部分は墓主の紙帽や紙鞋などに二次利用されて墓内にあったようだが、このうち次の8点の録文が掲載されている（文書の表題は一部紹介者の責任であらためた）。

1. 高昌延昌卅八（五九八）年十月參軍張顯□租蒲萄園券(86TAM386:35-1a 〈写〉 p.150図5右 〈録〉 p.149)
2. 高昌義和三（六一六）年四月某人舉粟・麥券(86TAM386:21-2 〈写〉 p.150図6右 〈録〉 p.148)
3. 高昌延和十八（六一九）年九月張師兒隨葬衣物疏(86TAM386:19 〈写〉 p.150図5左 〈録〉 p.148)
4. 高昌延壽四（六二七）年三月名籍(86TAM387:38-1 〈写〉 p.151図7左 〈録〉 p.148)
5. 高昌年次未詳（六世紀後期？）兵部殘奏(86TAM386:21-4 〈写〉 p.151図7右 〈録〉 p.149)

6. 高昌年次未詳付麹明嵩等人銀錢帳(86TAM388:21-3〈写〉 p.151図9〈録〉 p.149)
7. 高昌年次未詳戸主牛帳(86TAM389:22-2a 〈写〉 p.150図6左〈録〉 p.149)
8. 唐年次未詳(七世紀中期?)書信爲油麻事(86TAM384:4-2 〈写〉 p.151図8〈録〉 p.149)

以上の8点の文書のうち、埋納するため作成された3だけは完整だが、それ以外は二次利用されて墓中にあったためか、前後・天地を欠いている。また多くは高昌国時代特有の楷書体だが、8だけは行草体であり、伴出文書の紀年(唐顯慶4=659年)からこれを唐西州時代のものとした本報告の判断は首肯できる。

さて高昌国時代の7点のうち、隨葬衣物疏の3や契約文書の1・2、および上奏文書の5などは既に同類の文書の存在が知られているが、4・6・7の3点は、類似の文書がなく、文書としての性格については不明確な点が多い。先ず4は、姓名+「壹人」(または貳人)という書式で姓名と員数が列挙され、最後に員数の総計(「貳拾貳人」)が記されている。6は、「付」字+姓名(または官職+名)+「銀錢」+銭額という書式を基本にしているようだが、一部姓名と官職(將)+名が続けられている箇所もある(後者は「將××下」という高昌国特有の表記であろうか)。銭額は1文から5文までの少額なので、あるいは唐西州時代の「付錢歷」のような性格の文書だったのだろうか。また7は、姓名+「牛」字+頭数+特徴+年齢という書式を有する。この姓名が戸主か否かは判断がむつかしいが、民戸が保有ないしは管理している(していた、ないしはすることになった)牛に関するデータということになろう。馬に限らず牛に対してもかかる管理を高昌国がしていたことは、遠行車牛制度を想起すれば、ありえないことではなかろう。

伴出した墓誌から判断して、この古墓群が張氏一族墓だったことは疑いないが、このことは3が張師兒の隨葬衣物疏であることや、1の契約文書に參軍の張顯某の名が当事者として見えていることからも傍証される。また興味深いのは、3の「延和十八年」という紀年である。張師兒の墓誌の紀年も同様だが、「義和政變」の期間中でありながら、延和という古い元号が用いられているのであって、この点も今後さらに検討を加える必要があろう(なお張師兒夫妻の墓誌の形態から、本報告は延壽年間に作成されたとするが、とすれば、隨葬衣物疏も同様に考えてよいだろう)。

このほかこの古墓群からは、70点以上に上る陶器をはじめ、伏羲女媧画像も3点出土しており、未紹介の文書群も含め、より詳細な報告が俟たれるところである。(關尾)

◆王 素「吐魯番出土張氏高昌時期文物三題」

(『文物』1993年第5期 53~60)

5世紀末期にトゥルファン盆地を支配した張氏高昌国に関するほとんど初めての専論で、出土史料を手がかりにして、この政権の存続時期など基本的な問題に迫る。

張氏高昌国の存続時期に関しては、編纂史料の記述に矛盾が多いため、諸説が併存する状況にあったが、著者は、①「建初二年歲在庚午功曹書佐左謙奏」(75TKM88:1(a) 〈録〉『文書』I,179)、②「建初七年太歲口亥蘇娥奴柩銘」(75TKM99出土)、および③「庚午歲《金光明經》卷二題記」(65英沙古城出土)の3点を取り上げ、分析する。先ず①についてはその紙背、「承平五年正月道人法安弟阿奴舉錦券」(75TKM88:1(b) 干支は丙戌)が麹氏高昌国時代の506年の作成になることから、その直前の490年に比定し、白須淨眞氏の見解を支持して、建初を張氏高昌国の元号とする。②についても、干支の次字を「辛」と釈読し、これを辛亥、すなわち西涼の建初7=411年とする既存の解釈について、そもそもかかる釈読が不可能であるばかりか、書体や出土状況の点からも成立しがたく、むしろ実見の限りでは「乙」とすることも充分可能であり、したがって乙亥=495年に比定する。また

③に関しては、かつて自らも与した庚午=430年説を、干支併記の書式や内容から否定し、やはり1サイクル遅らせて490（建初2）年とする。したがって結論としては、張氏高昌国は、その前年に柔然に反旗を翻して高昌の近くで自立した高車の阿伏至羅が、488年に闐氏高昌国を倒して張孟明を擁立してなったもので、張孟明が翌年建初と建元してから、496=建初8（北魏太和20）年に彼が「國人」に殺害されるまで存続したということになる。

中国内外の学説史を丹念に整理する一方、実見も含めて出土史料に対しても精緻な分析が繰り広げられている。また張氏高昌国の存続期間を確定するのみならず、高昌郡から麹氏高昌国に移行する過渡期としてこの時期をとらえ、その具体的な様相を政治制度と文化状況の両面から説明しており、この点についても正当な評価がなされるべきであろう。

（關尾）

◆孟憲実「關於麹氏高昌王朝地方制度的幾個問題」

（『西域研究』1993年第2期 24~30）

中日両国における先行研究の到達点をふまえ、表題に掲げた問題に関して新たな知見を提供した若手研究者の論稿である。

著者はまず、麹氏高昌国では地方行政単位が郡と県に限定されていたこと、つまり上級の州や下級の郷や里などは設置されていなかったことを、先行研究を手がかりにして確認する。しかし先行研究が、郡と県との間の統属関係を全面的に否定した点については、造寺碑や墓碑に見られる文言を根拠として修正を迫る。具体的にいうと、交河と横截に関しては同名の郡と県が同時に設置されていたこと、ようするに統属関係があったことを主張する。また多くは統属関係がなかったにせよ、郡太守と県令が官制の体系のなかで明確に区分されていたことも著者が強調する点である。一方の郷・里については、高昌国が元来の高昌郡の範囲を領域として発足したことによる原因を求める。すなわち元来の高昌郡を基礎として高昌国が発足したため、かつての県のいくつかを郡に昇格させ、かつての郷を県に昇格させたのだというのである。そのため著者は複数の根拠を提示しているが、唐西州時代の郷は高昌国時代の県の後身だった可能性が高いこと、高昌国の人口規模からして、その郡や県の人口は晋制の郷のそれにも満たなかったと考えられることなどである。

ついで著者は郡と軍府が併存した問題を取り上げる。ここでは史料が豊富に残っている交河郡を例として、郡と府はそれぞれ独自の属官を有しており、明確に区別される存在であったこと、彼らは等しく中央から任命されたこと、したがって彼らは郡と府の間を異動するのみならず、中央と地方、各地方間さえ異動する存在であったことなどを墓碑の記述を根拠として主張する。また同時代の中国王朝では州・郡衙が軍府に凌駕される傾向にあったのに対して、高昌国では前者、すなわち郡がなお府に対して優勢であった点にこの国の独自性を認めている。

最後に著者は、高昌国的地方行政制度が中国のそれを継承して出発しながらも、多くの独自性を生み出した点について考察する。それは人口規模の問題もさることながら、第一に、生活空間が小さなオアシスであったことである。これらオアシスが分散して存在していたので、郡と県の間の統属関係は確立できなかった。第二に、周囲を強力な遊牧勢力に囲まれていたという点である。非常事態に対処するためには、中央集権的な体制を維持する必要があり、中央と各オアシスを直結する体制が生まれたのである。

以上が要約であるが、豊かな先行研究の蓄積をふまえ、新出の墓碑史料をも駆使しながら、新たな知見を提供した本論文の意義には、研究の態度や方法といった面も含め、大きいものがある。最後に著者が主張している独自性の所以については、すぐれた卓見とさえ思う。そのことを認めた上で、評

者の疑問を提出したい。

まず州や郷・里の不存在の問題である。高昌国時代の郷里制の不存在を最初に示唆したのは評者自身であるが、高昌郡を基礎にして発足した高昌国であれば、最高の地方行政単位としてなぜ州を設置しなかったのか、また著者がいうように高昌郡時代の県を郡に、郷を県に昇格させたのであれば、なぜ里を郷に昇格させなかったのか、といった問題がある。州については、高昌国王が中国王朝から州刺史に冊封されている事実に規制されたのであろう。つまり冊封が国内の地方行政単位の名称さえ制約したことである。中央官制を規定したのと同じように、である。刺史である以上、国内に設置することのできる行政単位は郡以上でも以下でもありえなかつたというのが私見である。この郡と県の間に統属関係を欠いていた原因は著者の主張のとおりであろう。しかし高昌郡時代の郷が県に昇格したというのはいかがであろうか。むしろ麹氏高昌国時代の1世紀半、諸氏高昌国を含めれば2世紀に及ぶ時期にトゥルファン盆地の開発が進み、新たなオアシス都市が築かれ、県が設置されたというケースが多かったと考えるべきなのではないだろうか。火焰山北麓の新興県などはその代表的な例だと思う。また高昌国の総人口を郡県数で割って郡県（オアシス）ごとの平均人口数を算出する著者の方法もあまり有効とは思えない。なぜならばその遺址から判断して、トゥルファン盆地のオアシスの規模はまことに多様であったからである。例えば国都の高昌では坊制がしかれていたのみならず、下級の將を中心とした民戸のグループ化が行なわれていた。郷里制こそなかつたものの、それに類する制度がなければ民戸の掌握はおそらく不可能だったのであろう。また晋制では郷規模という県の権限や機能についても、著者の考えを聞きたいところである。このことが、高昌国の県が中国の郷や里のような権限や機能を保持していたということまでも意味するわけではなかろう。もちろん郡についても同じことが指摘できる。高昌国における地方行政制度の本質はこの問題の解明をまって、評価されねばなるまい。

著者の手法は、同時代の中国王朝の制度や動向との比較を通じて、この国の独自性を浮かび上がらせるというものだが、かかる手法の限界もまた明らかである。今後、墓磚史料のみならず文書史料に対する丹念な解析作業もふまえて、さらに課題に接近すべきであろう。 (關尾)

◆王新民「麹氏高昌与鉄勒突厥的商業貿易」

(『新疆大学学報』1993年第3期 58~61)

本論文は、6世紀～7世紀前半における、麹氏高昌国と鉄勒および突厥との経済関係について、トゥルファン文書の検討を通じて論じたものである。

まず著者は、麹氏高昌国の国都である高昌城の市場において、鉄・金・銀・銅・珣砂などの鉱物商品が売買されている事実に注目する。著者によれば、トゥルファンがオアシス農業に拠る地域であることから、これらはトゥルファン産ではありえず、鉄勒や突厥が活動した天山東部地域およびアルタイ山一帯こそが、これらの産出地であったとする。さらに突厥だけでなく、鉄勒においても鍛冶技術が発達していたことを主張し、高昌市場で売買されていた前掲の鉱物商品は、鉄勒や突厥の手になると理解する。つまり、北方の遊牧地域で製錬された鉱産物がトゥルファンに流入し、それが高昌城の市場で売買されていたと見るのである。ただし、これらの鉱物商品について、著者は具体的には、①鉄器、②金銀銅器、③珣砂に分けて検討しており、珣砂以外は、鉄は鉄器製品（工具・馬具・武器など）を、また金・銀・銅は金・銀・銅器製品を主として予想しているようである。このうち①の鉄器については、それを製造した遊牧勢力の技術者として、トゥルファン出土文書（「高昌年次未詳□善等傳供食帳」（60TAM307:5/1(a)ほか [録] 『文書』Ⅲ, 256））に、「二二□善傳、麵五斗、供阿博

珂寒鐵師居□二二」（第1断片第3行目）と見えていることに注目する。すなわち著者は、この阿博珂寒を阿波可汗とし、さらに鉄師を鍛鉄による鉄器を製造する工匠と理解する。トゥルファンにおける鉄器の売買については、具体的な史料があるわけではなく、その詳細は不明であるが、7世紀後半の敦煌において、伊州（ハミ）から鉄器を伝馬を使用して輸送していたことが知られる（P.3714V）。この鉄器がどこで製作されたものは断定できないが、天山東部地域における鉄器生産と関係があるとも推測される。また②の金・銀・銅器に関して著者は、トゥルファン出土文書（「高昌年次未詳内藏奏得稱價錢帳」〈73TAM514:2〔録〕『文書』Ⅲ,318-325〉）を取り上げ、高昌の市場で規模の大きな金・銀・銅（ただし金・銀・銅器ではない）の売買が行なわれていたことを指摘する。著者は、トゥルファンからはこれらが産出されないことから、これらも鉄勒や突厥がもたらしたものと認める。この文書には、供勤大官が高昌市場において金の売買に携わっていたことが記録されているが、著者はこの供勤大官を鉄勒あるいは突厥人とし、さらに「高昌年次未詳令狐等傳供食帳」（60TAM307:5/2(b)ほか〈録〉『文書』Ⅲ,260）に「貪淳珂寒金師莫畔陀」（第1断片第6行目）とあり、「貪淳珂寒（可汗）」に属する「金師」が見えていることも、突厥や鉄勒などの金器製作と関係していると指摘する。ただし、先の供勤大官が鉄勒あるいは突厥人であるとするならば、この人物が高昌市場で金の買人として見えている事実を如何に解するのか、またトゥルファン出土文書に見える「金師」（その名から判断して、ソグド人）が突厥や鉄勒における金器製作技術者であるとすれば、それが何故にトゥルファンに使いに出されているのか問題となろう。次の銀については、著者はトゥルファンでは銀は産出されなかったとの前提に立つが、トゥルファンの西南地域に銀山が存在したとする玄奘の報告を一概に無視することはできない。さらに③の陶砂についても、著者はその産出地をクチャに特定して考えているようであるが、これがトゥルファン北方の天山地域にも求められる可能性については、張承志氏の論文を訳注した梅村坦氏の見解を参考すべきである（張承志・梅村坦訳注「王延徳の高昌－北庭経路考－」〈『アジア・アフリカ言語文化研究』第22号、1981年〉,152）。

最後に著者は、節を改めて鉄勒・突厥と麹氏高昌国との「錢馬交易」に触れ、高昌国時代の「延昌廿七（五八七）年兵部條列買馬用錢頭數奏行文書」（66TAM48:25,31ほか〈録〉『文書』Ⅲ,73-88）を検討する。遊牧地域とオアシス地域との経済関係を分析する上で、同文書がどれほどの意義を有しているのかは未知数ではあるが、おそらく著者は、そこに見える馬匹がおおむね遊牧地域からもたらされたものを見なしているのであろう。たしかに売り手の名を見ると、高伯亮・阿浮利沙・翟呼典畔陀・曹呼□二二・氾保謙・阿都瓠珂頓・康禡但などの名が散見しており、圧倒的に胡人らしき名が目につく。このうち、翟呼典畔陀・曹呼□二二・康禡但などはソグド系の人と考えられ、（翟）呼典畔陀（xwt'yn β ntk）など、いまだ胡風の名をとどめている。彼らが遊牧地域に居たソグド人なのか、また麹氏高昌国に在住のそれなのは明確ではないし、そもそもこれらの馬匹が遊牧地域からもたらされたという確証もないが、もし著者が想定するように、これらの馬匹が鉄勒や突厥からのものであるとすれば、ソグド人がこうした「錢（絹）馬交易」において仲介者的な役割を果たしていたことが、トゥルファン地域では麹氏高昌国時代にまで遡って認められることになろう。

中央アジアに建国したオアシス国家が、北方の遊牧勢力と具体的に如何なる関係を構築していたのかを解明することは、当地の歴史を考察する上できわめて重要な課題となっていることはいうまでもない。しかしながら、この問題を取り組むにあたっては、断片的で散発的な文書史料に依拠せざるをえない現実があり、いまのところ個々の文書に対する分析を着実に深め、それらを蓄積してゆくしかないのが現状である。今後、研究を進展させてゆくためには、こうした文書史料を総体としてどのように利用すべきなのかを模索してゆかねばならない。

（荒川）

◆王尚達「唐朝前期西北交通之經營」

(『敦煌学輯刊』1993年第2期 102~106, 118)

著者は、唐の時代、中国と西方各国との多彩な交流が政治・経済・文化の各方面において空前の繁栄を見せていたことを掲げ、その背景として、西域を包含する唐の強大な政治的統一と、それを保障する軍事力が存在していたことを指摘する。とりわけ、太宗時代以来進められてきた唐の西域經營はいわゆる東西を結ぶ幹線たる「シルクロード」を確保することにつながり、それを実現させたものこそ、当地に侵略・駐留した軍隊、すなわち軍事力だったのである。こうした西域に対する軍事支配のもと、唐は西域における交通を整備する目的で、当地にもいくつかの駅館や長行坊を設置したとし、具体的に長行馬に関する出土文書をいくつか断片的に紹介する。

さらに著者は、こうした駅館や長行坊以外にも、唐朝は「シルクロード」上に車坊を配置するとともに牛籍を立て、それら車牛を役使に供していたことを指摘する。あわせて著者は、『大唐六典』巻23将作監の条（正確には中校署の条。中校署は将作監に属して舟・車・兵杖・厩牧などを掌る）を引用し、そこに「監署（監置ではない）の役使の車牛は、皆、年支の草・荳有り。その名簿に拠りてその虚実を閲し、受けてこれを藏し、以って車坊に給す」とは、『新唐書』巻48百官志、将作監・中校署令の条とあわせ考えれば、役使用の車牛に対して年間に支給される草・荳を将作監が受領して、これをそうした車牛を管理する同監の車坊に支給したことを意味していることがわかる。もちろん、将作監は土木建設などを管掌するする中央に置かれた官府であり、著者がこの記事を引用したのは、単に車坊に置かれた車牛に対して、牛籍が立てられていたことを示すのが目的であったと思われるが、ただし注意されるのは、ペトロフスキイ・コレクションに収められるコータン語文書の末尾に、漢字で「将作監楊晋卿」と見えていることである (cf. M. I. Воробьева-Десятовская, Хотано-саки; "Васточный Туркестан в Древности и ранней Средневековье", Москва, 1992, p.73)。コータン語の内容とともに、何故にこの官名が本文書に書き記されているのか、今後の検討課題となろう。

また著者は、駅館が往々にして各地域において商品流通の拠点となっていたことにも注目し、駅館の周囲には民間の店舗が開かれていたことを指摘する。例として、定州の何明遠を掲げているが、さらに『舊唐書』巻186の山南東路の駅を専知した「胡人康謙」の例や、トゥルファン出土文書にも麹氏高昌国時代ではあるが、駅馬を供出していた康保謙（『文書』IV, 34-36）、また唐西州時代に駅長となっていた康才藝（『文書』VI, 568-571）の名が見えている。これもその姓から、ソグド人であることが推測され、あるいはトゥルファンでも同様に、駅館が彼らの商業活動の一つの拠点として機能していた可能性も認められよう。

最後に簡略ながら、過所の実例をあげて、唐の民間交通に対する管理のあり方を検討しているが、著者はそこから、唐代において交通の安定や治安の維持が保たれていた背景を分析する。

本論文は遺憾ながら、全体的にあまりにも概論的であるために、個々の文書の分析や結論に至る立論の過程には不満が残るが、今後、考察を深化させてゆくべき問題点を含んでいることも認めねばならない。

(荒川)

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方 TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)